

むつ市議会業務継続計画 (議会BCP)

令和5年4月
青森県むつ市議会

目 次

1. 計画の目的	1
2. 議会BCPの発動・解除及び対象とする災害等	2
3. 災害等発生時の議会・議員等の役割	3
(1) 議会の役割	3
(2) 議長の役割	3
(3) 議員の役割	4
(4) 議会事務局の役割	4
4. 市との連携・協力	5
5. 業務継続の体制及び行動基準	6
(1) 業務継続（安否確認）体制の構築	6
(2) 議会及び議員の体制	6
(3) 議会事務局の体制	8
6. 災害等発生時の行動基準	10
7. 計画の見直し	11

1. 計画の目的

平成23年3月の東日本大震災を契機に、業務継続計画（Business Continuity Plan 以下「BCP」という。）の策定が地方自治体にも広がりを見せている。

むつ市議会では、平成18年3月に「むつ市議会災害対策会議設置規程」（平成28年10月一部改正）を定め、災害が発生した際の議会及び議員が行う対応を定めているところである。

一方で、令和2年3月には、世界保健機構（WHO）が世界的大流行（パンデミック）を宣言した新型コロナウイルス感染症により、大規模災害に匹敵するほどの脅威が発生している。

このことから、これまでの災害対応に加え、感染症等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を果たすために、必要な組織体制や議会・議員等の役割を定めたむつ市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定する。

※ 業務継続計画『BCP (Business Continuity Plan)』とは

具体的には、大規模な地震災害等によって、ヒト、モノ、情報といった利用可能な資源が制約される状況で、応急業務や業務継続の優先度の高い通常業務（これを非常時優先業務といいます）を特定し、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続き、指揮命令系統の明確化等を図ることで、適切に業務が執行できるようにするための計画のことをいいます。

2. 議会BCPの発動・解除及び対象とする災害等

(1) 発動基準

災害時において議会が果たすべき役割や行動については、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形であることから、むつ市業務継続計画の発動基準を概ね準用する。

○むつ市業務継続計画発動基準

(1) 発動基準

大規模な災害の発生により、市災害対策本部が設置され、かつ市役所機能に甚大な被害が生じた場合。

(2) 発動の決定

議会 BCP 発動の要否については、議長が決定する。ただし、議長が発動の決定を行うことが困難な場合は、代理者が行う。

(3) 対象とする災害等

災害種別	災害内容
地震	・震度6強以上の地震 ・その他議長が必要と認める場合
風水害	・風水害等の災害が市内に広域にわたり発生し、又は発生するおそれがあるもの ・市内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるもの
感染症	・治療法や予防法が確立されていない感染症で、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの
その他	・上記のほか、大規模火災などの大規模な事故、原子力災害、大規模なテロなどで、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの

3. 災害等発生時の議会・議員等の役割

(1) 議会の役割

議会は、市内で大規模な災害等が発生した非常時においても、議会の機能を停止することなく、適正かつ公正に議会を運営する必要がある。

また、災害発生時の初動期対応から復旧・復興期の各段階においても、様々な事態を想定し、議会としての災害体制を整えておかなければならない。

ア 災害等が発生したときは、市が迅速かつ適切な災害等の対応に専念できるように、必要な協力・支援を行う。

イ 議員から提供された地域の被災状況等の情報を市災対本部等に提供する。市災対本部等からの災害等の情報を議員に提供する。

ウ 復旧・復興が迅速に進むよう、必要な条例や予算等を速やかに審議する。

(2) 議長の役割

ア 議会災害対策会議の設置は、議長が決定する。ただし、議長が決定することが困難な場合は、職務代理者が行う。

イ 議会災害対策会議の設置を決定したときは、その旨を全議員に連絡する。必要に応じ、議会災害対策会議を開催する場合は委員を招集する。

ウ 議会の災害対応に関する事務を総括する。議長が不在又は登庁できない場合の議会運営及び議会BCPに係る意思決定は、以下のとおりとする。

順位	議長の職務代理者
第1位	副議長
第2位	議会運営委員会委員長
第3位	総務常任委員会委員長

エ 市災対本部等及び議員との情報共有に努めるとともに、連絡・連携を図る。

(3) 議員の役割

議員は、議会が議決機関としての機能を維持するために、その構成員としての役割を担っている。

また、災害等発生時には、地域の一員として被災した市民の救援・救護等の対応活動を行いながら、地域の被災状況等の情報収集及び市民への正確な情報提供に努めなければならない。

ア 災害等が発生したときは、自らの安否、居所、被害状況等を議会事務局に報告し、連絡体制を確立する。

イ 各地域の災害支援活動に協力しつつ、被災者に対する相談及び助言等を行う。

ウ 被災及び避難所等の状況について、必要に応じて議会事務局へ報告する。

(4) 議会事務局の役割

ア 議会BCPの対象とする災害等が発生し、又は発生が見込まれる場合、議会事務局の職員は、次表により必要な初動対応にあたる。

勤務時間内	平日の勤務時間外、休日
①自身の安全確保 ②来庁者の避難誘導 ③議員の安否確認 ④議会棟の施設・設備の被害状況の確認 ⑤議会災害対策会議の設置・運営準備 ⑥市災害対策本部との連絡体制の確保 ⑦関係情報の収集・整理、議員への発信	①自身と家族の安否及び住居等の被災状況の確認 ②議長・副議長の安否及び住居等の被災状況の確認 ③議会事務局職員の安否及び住居等の被災状況の確認 ④市役所（議会事務局）への参集 ⑤議員の安否及び住居等の被災状況の確認 ⑥議会棟の施設・設備の被害状況の確認 ⑦議会災害対策会議の設置・運営準備 ⑧市災害対策本部との連絡体制の確保 ⑨関係情報の収集・整理、議員への発信

イ 議会災害対策会議が設置されたときは、会議の運営を支援する。

ウ 議会事務局の災害対応に関する事務は、議会事務局長が総括する。議会事務局長が不在又は登庁できない場合は、議会事務局次長が職務を代理する。

4. 市との連携・協力

災害等発生時には、市（執行機関）が災害対応に主体的に当たる。議会は、議決機関としての役割を担っており、その範囲を踏まえて災害に対応することが基本となる。

特に災害初期段階においては、市では職員が情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想される。このことから、市が初動体制や応急対応に専念できるよう、災害等の情報の収集等の行動については、その状況と必要性を見極めた上で対応しなければならない。

一方で、議会の役割である行政監視機能と議決機能を適正に実行するため、正確な情報を早期に収集・確認することも必要である。そのため議会と市は、それぞれの役割と責任を踏まえ、災害情報の収集・共有を主体とする協力・連携体制を整え、一丸となって災害対応に全力であたる必要がある。



5. 業務継続の体制及び行動基準

(1) 業務継続（安否確認）体制の構築

非常時においても議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、議員の安全確保とその安否確認がスタートになる。この初動体制を迅速かつ的確に行うことが、議会の機能維持にとって非常に重要であり、その後の業務継続体制の構築に大きく影響する。

また、この体制は議会と議会事務局の双方において、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

(2) 議会及び議員の体制

ア むつ市議会災害対策会議の設置

議会は、災害時において、災害初期から議会機能を的確に維持するため市災害対策本部等の設置後、速やかにむつ市議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）の設置の可否を決定し、迅速な災害対応に当たるものとする。なお、議会災害対策会議の設置の可否については議長が決定する。

議会災害対策会議は、全議員で構成し、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとする。

【災害対策会議】

構成員	役 割
会 長 (議 長)	議会災害対策会議の設置を決定する。 議会災害対策会議を代表し、災害時の指揮を行う。
副会長 (副議長)	会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
委 員 (議 員)	会議の活動範囲 ア 市対策本部その他関係機関から情報収集を行う。 イ 議員からの災害情報を収集・整理し、市災対本部等に提供すること。 ウ 市災対本部等からの情報を収集し、議員に提供すること。 エ 市災対本部等からの依頼事項に関すること。 オ 本会議、委員会等の開会、議会関連諸行事の開催及び参加に関すること。 カ その他議長が必要と認める事項に関すること。

イ 議員の基本的行動

災害時には、速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。なお、議員としての立場を踏まえて、活動に当たらなければならない。

- 災害対策会議からの参集指示があるまでは、地域の一員として市民の安全確保と応急対応など地域における活動に積極的に従事する。
- 地域活動などを通して、市が拾いきれない地域の被災情報等を収集する。
- 災害対策会議からの参集指示等に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。

ウ 発生時期に応じた議員の行動基準

(a) 災害が会議（本会議・委員会）中に発生した場合

- ① 議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、議会事務局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための指示をする。
- ② 議員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。
- ③ 議員は、家族の安否確認を行うとともに、今後の対応の指示があるまで議会において待機するものとする。

(b) 災害が会議時間外（夜間、土曜、日曜、祝日、休会日など）に発生した場合（議員が市内にいる状態）

- ① 議員は、速やかに自身と家族の安全確保を行った上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。
- ② 議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集に当たる。

(3) 議会事務局の体制

市において、市災害対策本部が設置された場合には、議会事務局職員は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務（以下「非常時優先業務」という。）に当たるものとする。

なお、災害が勤務時間外に発生した場合においては、あらかじめ参集を指名されている議会事務局職員が、災害情報を把握次第、速やかに議会事務局に参集し非常時優先業務に当たらなければならない。

ア 議会事務局職員の行動基準

(a) 災害が勤務時間（8時30分～17時15分）内に発生した場合

- ① 速やかに自身の安全確保を行った上で家族の安否確認を行う。
- ② その後、速やかに非常時優先業務に当たる。

（本会議又は委員会開催中）

- ① 議長又は委員長の指示に基づき、議員及び傍聴者の避難誘導を行う。
- ② 議員の安否確認を行う。
- ③ その他の非常時優先業務を行う。

（休会又は閉会中）

- ① 来庁議員の安否確認を行う。
- ② 全議員の安否確認を行う。
- ③ その他の非常時優先業務を行う。

(b) 災害が勤務時間外に発生した場合

- ① 議会事務局職員は、速やかに自身と家族の安全確保を行った上で、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。
- ② 議会事務局災害時対応マニュアルに基づき非常時優先業務に当たる。

○ 議会事務局職員の非常時優先業務

- 来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援
- 議会事務局職員の安否確認
- 議会事務局の被災状況の確認と執務場所の確保
- 議会事務局の電話、パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認
- 議員の安否確認
- 議会災害対策会議の設置
- 市の災害対策本部等との連絡体制の確保
- 災害関係情報の収集・整理、議員への発信
- 電気、水道などインフラの確認
- 議場、委員会室などの建物の被災状況の確認と会議場所の確保
- 議場、委員会室の放送設備の稼働の確認

イ 議員への安否確認方法と確認事項

(イ) 議会で使用している『LINEWORKS (ラインワークス)』のアプリを用いて安否を確認する。返信・返答が無い場合には、直接電話により安否を確認する。

なお、議長と副議長については、『LINEWORKS (ラインワークス)』による確認に加えて、直接電話により安否を確認する。

○安否確認事項

- 議員とその家族の安否状況
- 議員の所在地（自宅、避難場所、市外等）
- 議員の居宅の被害状況
- 議員の連絡先（家族などの連絡先）

6. 災害等発生時の行動基準

【地震、風水害等の災害の場合】

時 期	議 会	議 員	議会事務局
【発災期】 災害発生直後～ 概ね3日	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の休憩又は散会の検討・実施 ・市災害対策本部との連携・協力 ・災害対策会議の設置の検討 ・会議の再開等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身及び家族の安全の確保 ・議会事務局に安否報告 ・災害情報の確認 ・市災害対策本部からの情報を市民に提供 ・地域の被災状況等の収集し、議会事務局に伝達 ・地域の救援・復旧活動の協力・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員及び傍聴者の避難誘導 ・自身及び家族の安全の確保 ・議員の安否確認 ・災害情報の確認 ・市災害対策本部等からの情報収集・連絡調整 ・議員への情報発信 ・議会棟の被災状況の確認 ・災害対策会議の開催準備
【応急期】 概ね3日～7日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策会議の開催の検討 ・市災害対策本部との連携・協力 ・今後の日程等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部からの情報を市民に提供 ・地域の被災状況等の収集し、議会事務局に伝達 ・地域の救援・復旧活動の協力・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部等からの情報収集・連絡調整 ・議員への情報発信 ・災害対策会議の開催準備、開催時の運営補助
【復旧期】 概ね7日以降	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策会議の開催の検討 ・市災害対策本部との連携・協力 ・国、県その他関係機関への要望活動等の検討・実施 ・必要な議案の審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部からの情報を市民に提供 ・地域の被災状況等の収集し、議会事務局に伝達 ・地域の救援・復旧活動の協力・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部等からの情報収集・連絡調整 ・議員への情報発信 ・災害対策会議の開催準備、開催時の運営補助

【健康被害（感染症等）の場合】

時 期	議 会	議 員	議会事務局
【発生期】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策会議の設置の検討 ・市災害対策本部との連携・協力 ・会議の運営方法等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身及び家族の健康状態の確認 ・感染が疑われる場合は、所定の機関に相談 ・自身又は家族が罹患した場合（疑いを含む）は、議会事務局に連絡 ・自身の感染等の予防を優先しつつ、市民の意向を収集 ・地域の被害拡大等の情報を議会事務局に伝達 ・市災害対策本部からの対応状況等の情報を市民に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員（家族を含む）及び事務局職員の健康状態の確認 ・消毒液の確保など感染防止策の実施 ・災害対策会議の開催準備・運営補助 ・市本部との連絡体制の確保 ・関係情報の収集・整理、議員への発信
【感染期】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策会議の開催の検討 ・市災害対策本部との連携・協力 ・国、県その他関係機関への要望活動等の検討 ・実施 ・必要な議案の審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身又は家族が罹患した場合（疑いを含む）は、議会事務局に連絡 ・自身の感染等の予防を優先しつつ、市民の意向を収集 ・地域の被害拡大等の情報を議会事務局に伝達 ・市災害対策本部からの対応状況等の情報を市民に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員（家族を含む）及び事務局職員の健康状態の確認 ・消毒液の確保など感染防止策の実施 ・災害対策会議の開催準備・運営補助 ・市災害対策本部との連携関係情報の収集・整理、議員への発信

7. 計画の見直し

(1) 議会BCPをより実効性のあるものとするため、災害等における議会と議会事務局の体制（行動基準・通信体制等）の検証・点検を行い、必要の都度見直しを行う。

(2) 議会BCPの見直しは、会派代表者会議を中心に行うものとする。